

三木町告示第 47 号

三木町使用料、手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

三木町長 伊藤良春

三木町条例第 1 号

三木町使用料、手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(三木町使用料、手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 三木町使用料、手数料徴収条例 (昭和30年三木町条例第28号) の一部を次のように改正する。

第 1 表 7 の表を次のように改める。

7 三木町文化交流プラザ使用料

施設の名称	区分	単位	金額
メタホール	営利を目的としない場合	午前 9 時から午後 9 時まで	102,000 円を超えない範囲で規則に定める額
	営利を目的とする場合	午前 9 時から午後 9 時まで	152,000 円を超えない範囲で規則に定める額
小ホール	営利を目的としない場合	午前 9 時から午後 9 時まで	35,000 円を超えない範囲で規則に定める額
	営利を目的とする場合	午前 9 時から午後 9 時まで	51,000 円を超えない範囲で規則に定める額
楽屋一室	第 1 楽屋 第 2 楽屋 第 3 楽屋	午前 9 時から午後 9 時まで	4,000 円を超えない範囲で規則に定める額
イベントホ		午前 9 時から午後 9 時まで	9,000 円を超えない範囲で規則に定める額

ール		後 9 時まで	
会議室	営利を目的とし ない場合	午前 9 時から午 後 9 時まで	16,000 円を超えない範囲で規則に定める額
	営利を目的とす る場合	午前 9 時から午 後 9 時まで	22,000 円を超えない範囲で規則に定める額
附属設備及 び器具		別に規則で定め る額	
メタホール・小ホールを準備又は練習のために使用する場合は、午前、午後その他使用時間を分割して使用する場合は、午前 9 時前又は午後 9 時後の時間において使用する場合は、別に規則で定める。			

第 1 表 8 の表を次のように改める。

8 ウォーキングセンター使用料

室名	施設使用料（1 時間あたり）	冷暖房使用料（1 時間あたり）
レクチャールーム	1,000 円	300 円
プラクティカルルーム	400 円	150 円
ボランティアルーム	400 円	150 円

- ・町内居住者以外の使用料は、本表で規定する使用料の 2 倍とする。
- ・使用時間 1 時間未満は、1 時間に切り上げる。

（三木町文化交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 2 条 三木町文化交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成 8 年三木町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「午後 10 時」を「午後 9 時」に改める。

（三木町学校体育施設の開放に関する条例の一部改正）

第 3 条 三木町学校体育施設の開放に関する条例（昭和 57 年三木町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）」を「スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）」に改める。

第 5 条中「あらかじめ」を削る。

別表を次のように改める。

別表

施設名	施設使用料（1時間あたり）	冷暖房使用料（1時間あたり）	備考
三木中学校屋内運動場（全面）	1,400円	2,000円	使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。
三木中学校屋内運動場（半面）	700円	1,000円	
三木中学校屋内運動場2階	500円	1,000円	
平井小学校屋内運動場2階	500円	—	
その他の屋内運動場（全面）	1,000円	—	
その他の屋内運動場（半面）	500円	—	
屋外運動場	500円	—	

（三木町町民柔剣道場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 三木町町民柔剣道場の設置及び管理に関する条例（昭和51年三木町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「前納」を「納入」に改める。

別表を次のように改める。

別表

使用区分	使用料	備考
体育・運動	1時間あたり 500円	使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。

（三木町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 三木町総合運動公園の設置及び管理に関する条例（平成16年三木町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の（1）の表中「1時間未満の使用は、1時間とする」を「使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる」に、「町内居住者及び町内勤務者」を「町内居住者」に改める。

別表の1の（2）の表を次のように改める。

（2）ミーティングルーム

（1時間あたり）

施設区分	施設使用料	冷暖房使用料	備考
ミーティングルーム	400円	150円	1 使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。

			2 町内居住者以外の使用料は、 2倍とする。
--	--	--	---------------------------

別表の1の(3)の表中「1時間未満の使用は、1時間とする」を「使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる」に、「町内居住者及び町内勤務者」を「町内居住者」に改める。

別表の1の(4)の表中「200円」を「400円」に、「町内居住者及び町内勤務者」を「町内居住者」に改める。

別表の1の(5)を削る。

別表の2の表中「1時間未満の使用は、1時間とする」を「使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる」に、「町内居住者及び町内勤務者」を「町内居住者」に改める。

別表の3の表中「

野球場	グラウンド	1,500円	1 1時間未満の使用は、1時間とする。
	本部席及びスコアボード	1,000円	
	夜間照明(野球)	4,000円	2 町内居住者及び町内勤務者以外の使用料は、2倍とする。
	夜間照明(ソフトボール)	2,000円	

」を「

野球場	グラウンド	1,500円	1 使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。
	本部席及びスコアボード	1,000円	
	夜間照明	3,000円	2 町内居住者以外の使用料は、2倍とする。

」に改める。

別表の4の表中「1時間未満の使用は、1時間とする」を「使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる」に、「町内居住者及び町内勤務者」を「町内居住者」に改める。

別表の5の表を次のように改める。

5 共同福祉施設(宿泊を伴わない場合)

(1時間当たり)

施設区分	施設使用料	冷暖房使用料	備考
大会議室	1,000円	300円	1 使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。
研修室	400円	150円	
会議室	400円	150円	2 町内居住者以外の使用

バーベキューテーブル	1基1,000円	—	料は、2倍とする。 3 バーベキューテーブルは、1日当たりの使用料とする。
------------	----------	---	--

別表の6の表を次のように改める。

6 共同福祉施設（宿泊を伴う場合）

(1泊当たり)

施設区分	施設使用料	冷暖房使用料	備考
大会議室	20人まで 6,000円 (ただし、20人を超えるときは、20人を超える1人当たり300円を6,000円に加える。)	3,000円	1 宿泊時間は、午後4時から翌日の午前9時までとする。 2 宿泊を行わない日は、日曜日及び月曜日とする。ただし、月曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日でない日及びその祝日でない日の前日を宿泊を行わない日とする。 3 町内居住者以外の使用料は、2倍とする。

別表の7の表中「1時間未満の使用は、1時間とする」を「使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる」に、「町内居住者及び町内勤務者」を「町内居住者」に改める。

(すぱーく三木屋内ゲートボール場の管理及び運営に関する条例の一部改正)

第6条 すぱーく三木屋内ゲートボール場の管理及び運営に関する条例（平成5年三木町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「1時間未満の使用は、1時間とする」を「使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる」に、「町内居住者及び町内勤務者」を「町内居住者」に改める。

(平木テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 平木テニスコートの設置及び管理に関する条例（平成5年三木町条例第6号）の

一部を次のように改正する。

第6条中「前納」を「納入」に改める。

別表中「町民」を「町内居住者」に、「500円」を「700円」に、「1,000円」を「1,400円」に改める。

(三木町公民館条例の一部改正)

第8条 三木町公民館条例(平成3年三木町条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

公民館使用料(1時間当たり)

室名	施設使用料	冷暖房使用料	備考
大会議室	1,000円	300円	1 町内居住者以外の使用料は、本表で規定する使用料の2倍とする。 2 使用者が入場料を徴収する場合は、本表で規定する使用料の2倍とする。 3 使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。
研修室	400円	150円	
料理実習室	500円	150円	

(三木町地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 三木町地域交流センターの設置及び管理に関する条例(平成12年三木町条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

三木町地域交流センター使用料(1時間当たり)

室名	施設使用料	冷暖房使用料	備考
交流ホール	1,500円	500円	1 町内居住者以外の使用料は、本表で規定する使用料の2倍とする。 2 使用者が入場料を徴収する場合は、本表で規定する使用料の2倍とする。 3 使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。
交流会議室	400円	150円	
調理室	500円	150円	

(池戸商工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 池戸商工センターの設置及び管理に関する条例（平成4年三木町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

（1時間当たり）

室名	施設使用料	冷暖房使用料	備考
多目的ホール	1,000円	300円	1 使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。
研修会議室	400円	150円	
会議室	400円	150円	2 町内居住者以外の使用料は、本表で定める使用料の2倍とする。
調理室	500円	150円	

（三木町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条 三木町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和63年三木町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

センター使用料（1時間当たり）

施設名	施設使用料		冷暖房使用料	備考
	町内使用者	町外使用者		
多目的ホール （半面）	500円	2,000円		使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。
多目的ホール （全面）	1,000円	4,000円		
研修室	400円	800円	150円	

（三木町津柳地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第12条 三木町津柳地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成4年三木町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1を削る。

別表第2を次のように改める。

別表

（1時間当たり）

室名	使用区分	施設使用料	冷暖房使用料
集会室	専用使用	400 円	150 円
調理実習室		500 円	—

備考

- 1 使用時間 1 時間未満は、1 時間に切り上げる。
- 2 町内居住者以外の使用料は、本表で定める使用料の 2 倍の額とする。

(三木町南部高齢者保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 13 条 三木町南部高齢者保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年三木町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

（1 時間当たり）

室名	使用区分	施設使用料	冷暖房使用料
多目的室	専用使用	400 円	150 円

備考

- 1 使用時間 1 時間未満は、1 時間に切り上げる。
- 2 町内居住者以外の使用料は、本表で定める使用料の 2 倍の額とする。

(三木町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 14 条 三木町保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 18 年三木町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「午前 8 時 30 分」を「午前 9 時」に改める。

別表を次のように改める

別表（第 11 条関係）

（1 時間当たり）

室名	使用区分	施設使用料	冷暖房使用料
多目的室	専用使用	400 円	150 円
調理実習室	専用使用	500 円	150 円

備考

- 1 使用時間 1 時間未満は、1 時間に切り上げる。

2 町内居住者以外の使用料は、本表に定める使用料の2倍の額とする。

(まんでがんふれあいホーム設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 まんでがんふれあいホーム設置及び管理に関する条例（平成24年三木町条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

ふれあいホーム使用料（1時間当たり）

室名	施設使用料	冷暖房使用料	備考
交流室	400円	150円	1 使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。 2 町内居住者以外の使用料は、本表で定める使用料の2倍とする。
調理室	500円		
談話室	400円		

(三木町立教育集会所設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 三木町立教育集会所設置及び管理に関する条例（昭和61年三木町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「前納」を「納入」に改める。

別表を次のように改める。

別表

集会所使用料（1時間当たり）

室名	施設使用料	冷暖房使用料	備考
大会議室	400円	150円	1 町内居住者以外の使用料は、本表で規定する使用料の2倍とする。 2 使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。
料理講習室	500円	—	

(三木町老人福祉会館設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 三木町老人福祉会館設置及び管理に関する条例（昭和62年三木町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条を削る。

第9条第1項中「使用料は」を「老人福祉会館の施設を利用しようとする者は」に、「前納しなければならない」を「使用料を納入しなければならない」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2

室名	使用区分	施設使用料（1時間当たり）	冷暖房使用料（1時間当たり）
集会室（ホール）	室専用使用	1,000円	300円
教養娯楽室	室専用使用	400円	150円
生活・健康相談室	室専用使用	400円	150円
調理室	室専用使用	500円	150円

備考

- 1 本表で定める使用料金等と別に、別表第1で定める額を徴収する。
- 2 使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。
- 3 町内居住者以外の使用料は、本表で定める使用料金等の2倍の額とする。

（三木町防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 三木町防災センターの設置及び管理に関する条例（平成27年三木町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

センター使用料

施設	単位	施設使用料	冷暖房使用料
第1研修室	1時間当たり	1,000円	300円
第2研修室	1時間当たり	1,000円	300円
第3研修室（和室）	1時間当たり	400円	150円
第4研修室	1時間当たり	400円	150円
第5研修室	1時間当たり	400円	150円
大ホール	1時間当たり	1,500円	500円
附属設備及び備品	1回につき2,000円を超えない範囲内で規則で定める額		

備考

- 1 使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。
- 2 町内居住者以外の使用料は、本表で定める使用料の2倍とする。
- 3 使用者が営利目的で使用する場合は、本表で定める使用料の2倍とする。

(三木町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 三木町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例(昭和60年三木町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条中「前納」を「納入」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

(1時間当たり)

室名	施設使用料	冷暖房使用料	備考
農事研修室	1,000円	300円	1 使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。
会議室1	400円	150円	
会議室2	400円	150円	2 町内居住者以外の使用料は、本表で定める使用料の2倍とする。
調理実習室	500円	150円	
多目的ホール	500円	1,000円	

(三木町農村運動広場設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 三木町農村運動広場設置及び管理に関する条例(昭和61年三木町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、クロツケー場」を削る。

第7条第3項中「使用料は、許可と同時に前納とし、」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

(1時間当たり)

室名	施設使用料	冷暖房使用料	備考
多目的グラウンド	500円	—	1 使用時間1時間未満は、1時間に切り上げる。
多目的ホール	500円	—	
研修室	400円	150円	2 町内居住者以外の使用料は、本表で定める使用料の2倍とする。

--	--	--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中三木町使用料、手数料徴収条例第1表7の表を改める改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

(施設使用料に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の三木町使用料、手数料徴収条例第1表8の表の施設使用料（1時間当たり）の欄、第3条の規定による改正後の三木町学校体育施設の開放に関する条例別表の施設使用料（1時間当たり）の欄、第4条の規定による改正後の三木町町民柔剣道場の設置及び管理に関する条例別表の使用料の欄、第5条の規定による改正後の三木町総合運動公園の設置及び管理に関する条例別表の1の（2）の表の施設使用料の欄、別表の1の（4）の表の使用料の欄、別表の3の表の使用料の欄、別表の5の表の施設使用料の欄、第7条の規定による改正後の平木テニスコートの設置及び管理に関する条例別表の使用料の欄、第8条の規定による改正後の三木町公民館条例別表の施設使用料の欄、第9条の規定による改正後の三木町地域交流センターの設置及び管理に関する条例別表の施設使用料の欄、第10条の規定による改正後の池戸商工センターの設置及び管理に関する条例別表の施設使用料の欄、第11条の規定による改正後の三木町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表の町内使用者の欄、町外使用者の欄、第12条の規定による改正後の三木町津柳地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表の施設使用料の欄、第13条の規定による改正後の三木町南部高齢者保健センターの設置及び管理に関する条例別表の施設使用料の欄、第14条の規定による改正後の三木町保健センターの設置及び管理に関する条例別表の施設使用料の欄、第15条の規定による改正後のまんでがんふれあいホーム設置及び管理に関する条例別表の施設使用料の欄、第16条の規定による改正後の三木町立教育集会所設置及び管理に関する条例別表の施設使用料の欄、第17条の規定による改正後の三木町老人福祉会館設置及び管理に関する条例別表第2の施設使用料（1時間当たり）の欄、第18条の規定による改正後の三木町防災センターの設置及び管理に関する条例別表の施設使用料の欄、第19条の規定による改正後の三木町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例別表の施設使用料の欄及び第20条の規定による改正後の三木町農村

運動広場設置及び管理に関する条例別表の施設使用料の欄の規定は、令和8年10月1日以後の施設使用より適用し、同日前までの施設使用については、なお従前の例による。

(冷暖房使用料に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の三木町使用料、手数料徴収条例第1表8の表の冷暖房使用料（1時間当たり）の欄、第3条の規定による改正後の三木町学校体育施設の開放に関する条例別表の冷暖房使用料（1時間当たり）の欄、第5条の規定による改正後の三木町総合運動公園の設置及び管理に関する条例別表の1の（2）の表の冷暖房使用料の欄、別表の5の表の冷暖房使用料の欄、別表の6の表の冷暖房使用料の欄、第8条の規定による改正後の三木町公民館条例別表の冷暖房使用料の欄、第9条の規定による改正後の三木町地域交流センターの設置及び管理に関する条例別表の冷暖房使用料の欄、第10条の規定による改正後の池戸商工センターの設置及び管理に関する条例別表の冷暖房使用料の欄、第11条の規定による改正後の三木町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表の冷暖房使用料の欄、第12条の規定による改正後の三木町津柳地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表の冷暖房使用料の欄、第13条の規定による改正後の三木町南部高齢者保健センターの設置及び管理に関する条例別表の冷暖房使用料の欄、第14条の規定による改正後の三木町保健センターの設置及び管理に関する条例の別表の冷暖房使用料の欄、第15条の規定による改正後のまんでがんふれあいホーム設置及び管理に関する条例別表の冷暖房使用料の欄、第16条の規定による改正後の三木町立教育集会所設置及び管理に関する条例別表の冷暖房使用料の欄、第17条の規定による改正後の三木町老人福祉会館設置及び管理に関する条例別表第2の冷暖房使用料（1時間当たり）の欄、第18条の規定による改正後の三木町防災センターの設置及び管理に関する条例別表の冷暖房使用料の欄、第19条の規定による改正後の三木町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例別表の冷暖房使用料の欄及び第20条の規定による改正後の三木町農村運動広場設置及び管理に関する条例別表の冷暖房使用料の欄の規定は、令和9年10月1日以後の冷暖房使用について適用する。

